

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室提供

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（仮称・案）と新潟市の現状と方向性について

平成 24 年 8 月の子ども・子育て関連 3 法の成立により、放課後児童クラブの設備及び運営について、厚生労働省で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされた。このため、昨年 5 月厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、全 7 回の審議のうえ、平成 25 年 12 月 25 日に報告書がまとめられた。それを受け、平成 26 年 3 月 10 日に内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室より出された基準案の抜粋は下記の通りである。（※資料 2 全文）

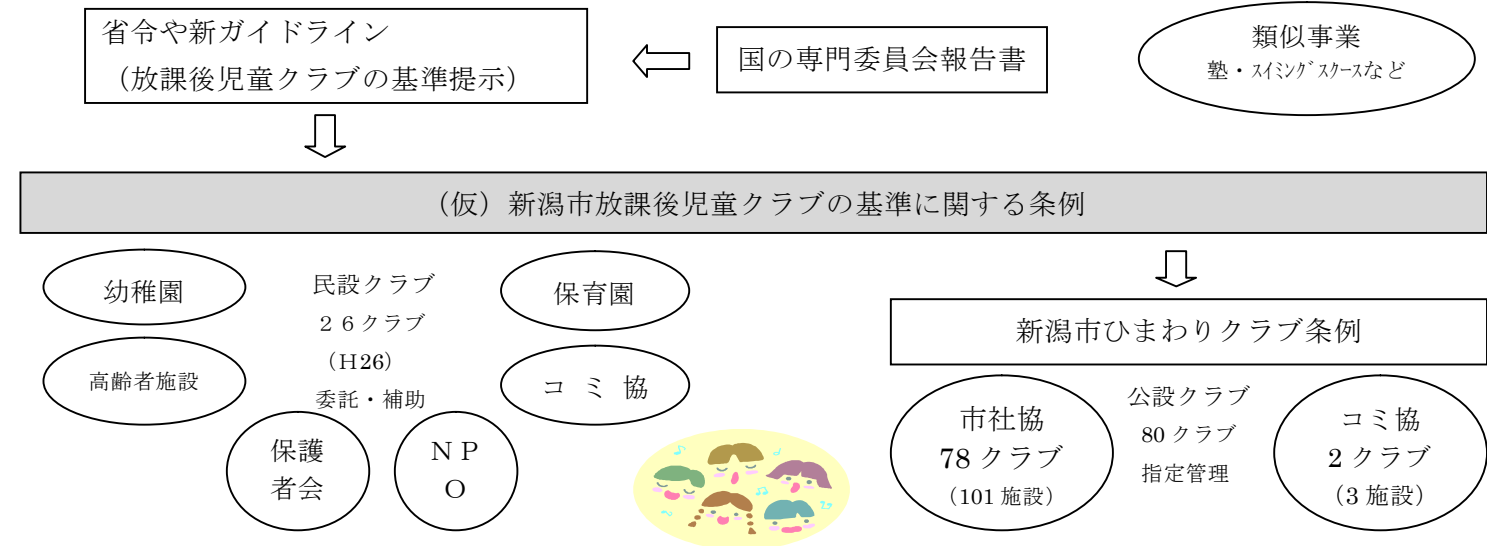
【基準の区分の詳細】

「地方分権改革推進計画について」（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）において以下の通り定義された。

「従うべき基準」 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準。

「参酌すべき基準」 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準。

【条例の位置づけ（図解）】



条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (仮称・案抜粋) ※未定稿 今後大幅に変更がありうる	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 (■はあり方懇談会の意見)	検討の視点と第 3 回部会までの委員の主な意見と案
【参酌すべき】 第五条 放課後児童健全育成事業者の一般原則 第六条 放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	<p>(放課後児童健全育成事業者の一般原則)</p> <p>第五条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、<u>地域社会との交流及び連携を図り</u>、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも<u>毎月一回は、これを行わなければならない。</u></p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 「非常災害対策」「虐待等の禁止」「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」 指定管理者業務仕様書や協定書にて規定。 避難訓練については年 1 回以上を目標とさせ、市社協はクラブごとに年 2 回実施してきた。 社協作成のマニュアルに「ひまわりクラブの危機管理」や「ひまわりクラブ指導員行動規範」（※第 2 回資料 3）がある。</p> <p>○民設クラブ 委託契約書や補助金交付要綱等によりひまわりクラブと同等の内容を実施するように求めている。</p>	<p>■はあり方懇談会の意見</p>	<p><前回論点 7> 安全管理の基準についてどのように考えるか。</p> <p><委員の主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どもは地域が積極的に学校と関わり、育てていきたい。 ・地域の中の児童クラブという位置づけであるので、地域や学校との連携は極めて重要。国が示すであろう地域や学校との連携の項目も条例に反映していく必要がある。 ・市の指定管理者が変わっても、基準が変わらないよう、必要な部分は条例で定める必要がある <p><案> 国が定める省令上の基準を条例に網羅し、現場に立つ指導員へ全て行き渡るよう、市は事業を行う者に指導を行うものとする。</p>
【参酌すべき】 第七条 放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件	<p>(放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件)</p> <p>第七条 放課後児童健全育成事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>			

条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (仮称・案抜粋) ※未定稿 今後大幅に変更がありうる	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 (■はあり方懇談会の意見)	検討の視点と第3回部会までの 委員の主な意見と案																
<p>【参酌すべき】</p> <p>第八条 職員の知識及び技能の向上等</p>	<p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第八条 放課後児童健全育成事業の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>平成26年度より コミ協運営の2クラブや民設のクラブに対し、市と社会福祉協議会が連携し、クラブへの助言や指導員に対する研修を行っていく。 (国補助基準額年額 880,000 円×1/3)</p>		<p><委員の主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導員への必要な研修は市としても行っていくべきである。 ・専門的な知識や能力、技術の向上ができるような研修を必須とすべき。 ・資格要件のない臨時職員に対し、「危機管理・守秘義務の講習会を受ける」など放課後児童クラブ従事者として新潟市独自の資格を設定してもよいのではないか。 																
<p>【参酌すべき】</p> <p>第九条 設備の基準</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。</p> <p>3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	<p>「H19 放課後児童クラブガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用スペースの確保 ・1人あたり1.65㎡以上 ・静養スペースの確保 <p>○1人あたり面積別施設数</p> <table border="1" data-bbox="1133 751 1620 1045"> <thead> <tr> <th></th> <th>1.65㎡未満</th> <th>1.65㎡以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひまわり</td> <td>7 7%</td> <td>95 93%</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>民 設</td> <td>4 18%</td> <td>18 82%</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>11 9%</td> <td>113 91%</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H25.5現在)</p> <p>○1.65㎡未満の放課後児童クラブ</p> <p>□公設クラブ(ひまわりクラブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下山 (H26整備解消予定) ・竹尾 (H26整備解消予定) ・新潟 (H26整備解消予定) ・女池 (H26整備解消予定) ・浜浦 (H26整備解消予定) ・小須戸 (H26整備解消予定) ・西内野 (H25整備終了) <p>□民設クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵光ひこばえクラブ(私立幼稚園) ・バンブーキッズ(NPO・借家) ・きっずぼーと(NPO・スーパー空スペース) ・大通学童クラブ(私立保育園) 		1.65㎡未満	1.65㎡以上	合計	ひまわり	7 7%	95 93%	102	民 設	4 18%	18 82%	22	合 計	11 9%	113 91%	124	<p>■「学習する所」「身体を休める所」「運動をする所」を含め、スペースをきちんと定めないと、子どもたちが健全に過ごすことはできない。</p> <p>■子どもと指導員が信頼関係を構築できる、また安全を確保するため、単一的な人数や面積だけでない基準も必要。</p> <div data-bbox="1656 894 2059 1243" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>制度改正による 「新潟市施設整備方針」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小学校空き教室の利用(ひまわりとして整備) 2. 小学校敷地内に整備 3. 放課後、児童下校後の特別教室などの暫定利用 4. 小学校の近隣公共施設内あるいは民有地に整備 <p>※1.2.4は従来の整備手法</p> </div>	<p><前回論点4></p> <p>専用室・専用スペースについてどう考えるか。 基準に定める1人あたり面積について。</p> <p><委員の主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高学年受入れに際し、人数の溢れているクラブの施設整備について、早めに手を打つべきである。 ・大きな子がいると動く範囲が広い。施設確保が懸案材料。 ・適正な児童の規模やスペースを確保した時に待機児童を出さないのであるか懸念される。 ・施設の規模に子どもを合わせるのではなく、子どものニーズに環境の方を合わせていく視点を持つことが必要。 ・きちんと生活するスペースや静養するスペースを確保してあげないと、子どもたちが安心して過ごせる場所や、魅力がある場所にならない。 ・高学年、特に女子の受入れにはトイレ等設備面の配慮が必要。 ・魅力ある放課後児童クラブづくりが必要。 ・「1人あたり1.65㎡」という基準で、児童が活動するスペースとしての面積が保たれるのか、静養スペースがきちんと確保されるのか、見えてこない。 ・女子児童に配慮した施設整備(トイレや着替えスペース等)や静養スペースの確保が必要。 ・1人あたりの大きさをきっちり決めると、施設整備が難しくなる。ニーズ調査は将来的な施設整備に活かすものと思われる。 ・小学校教室等内の暫定利用は、学校教育サイドとのすり合わせはできているか。子どもの数が多い地域は空き教室もない。お互いの歩み寄りが必要と思われる。 ・学校と地域が連携を密にしていると、地域が学校内スペースの確保をしやすい。 ・障がい児の受入れに際し、クールダウンするスペースが必要。 ・狭い環境のクラブは早急な対応が必要。ふれあいスクールと連携し、ふれあいの時間は広い空間を確保していく。 ・子どもたちが健全に育つということが確保される施設やスペースや専用室になりうるのかどうかという視点で基準を決める必要がある。 <p><案></p> <p>児童1人あたりおおむね1.65㎡以上を確保することとする。 静養スペースを設けることを適当とし、設置の方法はクラブの実情に応じたものとする。</p>
	1.65㎡未満	1.65㎡以上	合計																	
ひまわり	7 7%	95 93%	102																	
民 設	4 18%	18 82%	22																	
合 計	11 9%	113 91%	124																	

条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (仮称・案抜粋) ※未定稿 今後大幅に変更がありうる	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 (■はあり方懇談会の意見)	検討の視点と第3回部会までの 委員の主な意見と案
<p>【従うべき】 (第4項を除く)</p> <p>第十条 職員</p> <p>附則 職員の経過措置</p> <p>現に業務に従事している放課後児童支援員に該当する者は、平成三十二年三月三十一日までの間は、従事できる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに<u>二人以上とする。</u> <u>ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、<u>都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</u></p> <p>一 保育士の資格を有する者</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(以下この項において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p><u>九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</u></p> <p>4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、<u>一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。</u></p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに<u>専ら</u>当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>※研修科目・内容については、平成26年夏をめどに提示予定。</p>	<p>○公設クラブ(ひまわりクラブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規指導員 教諭(幼稚園、小・中学校、高校)、保育士、社会福祉士、児童厚生員のいずれかの免許・資格を有するもの(ただし、児童厚生員資格のみの正規指導員は、現状として、「児童の遊びを指導する者」の4号要件(高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの)に該当している。) ・臨時指導員 資格要件なし ・研修について 社協独自の研修受講の他、県主催の研修などに積極的に参加。 <p>○民設クラブ(全22クラブ) 無資格者のみ 2クラブ 県主催の研修などはその都都市から各クラブへ案内。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「H19放課後児童クラブガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。 </div> <p>○公設クラブ(ひまわりクラブ) 各クラブに正規指導員(有資格)を2名配置。 児童数に応じて臨時指導員を加配。 45人以上 臨時指導員を1人加配。 65人以上 臨時指導員を2人加配。 (以降、同様に児童20人単位で臨時指導員を1人加配) 障がい児受入れに際し、必要に応じて加配。</p> <p>○民設クラブ(全22クラブ) 指導員1人:1クラブ (児童数12人・保育園が経営・有資格者) 他は指導員2人以上。</p> <p>○配置指導員1人当たりの児童数(H25.5現在) 公設 8.4人 民設 11.7人</p>	<p>■高学年や障がい児の受入れには、きめ細やかな気配りのできる指導員が必要。</p> <p>認定児童厚生員資格制度は、財団法人児童健全育成推進財団が独自に位置づけている制度であるため、「児童の遊びを指導する者」の資格には規定されていない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「児童の遊びを指導する者」児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ・保育士 ・社会福祉士 ・高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校) ・大学・大学院で社会福祉学、心理学等の過程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等 </div>	<p><前回論点1> 資格についてどのように考えるか。</p> <p><委員の主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導員のケアも今後非常に大事になっていくと思われる。 ・様々な障がいの専門的知識を持つ指導員の配置が必要。 ・国の報告に「地域の人材が積極的に関わってもらうことにも意義がある」という記載があるが、市としてどのように取り入れていくか。 ・臨時職員に対しても、研修した後に配置する等、条例でなくても、一程度の内規を定めることが望ましい。 ・資格要件のない臨時職員に対し、「危機管理・守秘義務の講習会を受ける」など放課後児童クラブ従事者として新潟市独自の資格を設定してもよいのではないかと。(再掲) <p><案> 国の案と同様と考える</p> <p><前回論点2> 具体的な員数についてどのように考えるか。</p> <p><委員の主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高学年受入れや障がい児の対応など、指導員の員数が足りるか心配。 ・現在公設クラブは有資格者を2人配置している。有資格者2人と明記する必要があるのではないかと。 ・指導員1人当たりの児童数も明文化が必要ではないかと。 ・障がい児は、一人ひとり違う。受入れに対しての職員配置は、条例によらずとも個別の対応ができるようすべき。 ・土曜開所や時間延長をして、人材確保はできるのか。スタッフが集まらずに運営するのはリスクがある。 ・小規模クラブについても全て複数配置が必要で、専任職員1人と兼任職員でも可とするという国の報告であると理解している。 <p><案> 国の案と同様と考える。 小規模クラブ、民設クラブ、地域人材の活用に配慮し、条例には必要員数を定める。</p>

条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (仮称・案抜粋) ※未定稿 今後大幅に変更がありうる	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 (■はあり方懇談会の意見)	検討の視点と第3回部会までの 委員の主な意見と案																				
<p>【参酌すべき】</p> <p>第十条 第4項 職員(再掲)</p>	<p>(職員)(再掲)</p> <p>第十条 4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、<u>一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。</u></p>	<p>「H19放課後児童クラブガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね40人程度まで ・最大70人まで <p>○放課後児童クラブ登録児童数別施設数</p> <table border="1" data-bbox="1133 451 1617 636"> <thead> <tr> <th></th> <th>40人 まで</th> <th>41人 以上</th> <th>71人 以上</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひまわり</td> <td>29</td> <td>48</td> <td>25</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>民 設</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>43</td> <td>52</td> <td>29</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H25.5現在)</p>		40人 まで	41人 以上	71人 以上	合 計	ひまわり	29	48	25	102	民 設	14	4	4	22	合 計	43	52	29	124	<ul style="list-style-type: none"> ■「学習する所」「身体を休める所」「運動をする所」を含め、スペースをきちんと定めないと、子どもたちが健全に過ごすことはできない。(再掲) ■子どもと指導員が信頼関係を構築できる、また安全を確保するため、単一的な人数や面積だけでない基準も必要。(再掲) 	<p><前回論点3> 児童の「集団の規模」をどのように考えるか。 「児童数」をどのように考えるか。</p> <p><委員の主な意見> ・適正な児童の規模やスペースを確保した時に待機児童を出さないことができるか懸念される。</p> <p><案> おおむね40人までを適当とし、41人以上登録児童がいる施設が81施設(全体の65%)あることを考慮し、集団に分けて対応するよう努めることとする。 「児童数」については、高学年受入れ後は、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童)が増加すると予想されるため、毎日利用する児童の人数に一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉える。※算定方法は国に準じることとする。</p>
	40人 まで	41人 以上	71人 以上	合 計																				
ひまわり	29	48	25	102																				
民 設	14	4	4	22																				
合 計	43	52	29	124																				
<p>【参酌すべき】</p> <p>第十一条 児童を平等に取り扱う原則</p> <p>第十二条 虐待等の禁止</p> <p>第十三条 衛生管理等</p> <p>第十四条 運営規定</p>	<p>(児童を平等に取り扱う原則)</p> <p>第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第十二条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (衛生管理等)</p> <p>第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 (運営規程)</p> <p>第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務の内容 三 開所している日及び時間 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 <p>五 利用定員</p> <ol style="list-style-type: none"> 六 事業の利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 非常災害対策 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 その他事業の運営に関する重要事項 	<p>(再掲)</p> <p>○公設クラブ(ひまわりクラブ) 「非常災害対策」「虐待等の禁止」「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」 指定管理者業務仕様書や協定書にて規定。 社協作成のマニュアルに 「ひまわりクラブの危機管理」や 「ひまわりクラブ指導員行動規範」 (※第2回資料3)がある。 感染症や食物アレルギーに対する対応については 「ひまわりクラブ保健衛生マニュアル」がある。</p> <p>○民設クラブ 委託契約書や補助金交付要綱等によりひまわりクラブと同等の内容を実施するように求めている。</p>		<p><前回論点7>(再掲) 安全管理の基準についてどのように考えるか。</p> <p><委員の主な意見> ・市の指定管理者が変わっても、基準が変わらないよう、必要な部分は条例で定める必要がある</p> <p><案> 国が定める省令上の基準を条例に網羅し、現場に立つ指導員へ全て行き渡るよう、市は事業を行う者に指導を行うものとする。</p>																				

条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (仮称・案抜粋) ※未定稿 今後大幅に変更がありうる	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 (■はあり方懇談会の意見)	検討の視点と第3回部会までの 委員の主な意見と案
<p>【参酌すべき】</p> <p>第十五条 放課後児童健全育成事業者が備える帳簿</p> <p>第十六条 秘密保持等</p> <p>第十七条 苦情への対応</p>	<p>(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)</p> <p>第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 (秘密保持等)</p> <p>第十六条 放課後児童健全育成事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (苦情への対応)</p> <p>第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	<p>○公設クラブ(ひまわりクラブ) 市への月例報告あり(委託費執行状況、児童数、職員数等) 市社協の苦情解決制度実施要綱あり。第三者委員の設置あり。 ○民設クラブ 補助金運営のクラブは児童数や開所日数について月例報告あり。</p> <p>社会福祉法 (運営適正化委員会) 第83条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。 (運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等) 第85条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。 2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。</p> <p>新潟県福祉サービス運営適正化委員会 新潟市中央区上所2丁目2番2号 新潟ユニゾンプラザ3F 中立・公正な立場の福祉、法律、医療の専門家で構成され、利用者等からの申し出により、福祉サービスの苦情が適切に解決されるよう、必要な相談や事情調査、助言、あつせんなどを行っている。</p>	<p>ニーズ調査の結果を踏まえ検討する事項。※資料3参照</p> <p>■保育園並みの開設時間が保護者の希望</p> <p>■子どもの健全育成とのバランスも大切。</p> <p>【ニーズ調査結果】 土曜日 希望しない (通常利用希望者のうち) 未就学：49.5% 低学年：51.3% 高学年：51.7%</p> <p>日曜・祝日 希望しない (通常利用希望者のうち) 未就学：80.1% 低学年：76.1% 高学年：69.9%</p>	<p><前回論点7> (再掲) 安全管理の基準についてどのように考えるか。</p> <p><委員の主な意見> ・市の指定管理者が変わっても、基準が変わらないよう、必要な部分は条例で定める必要がある</p> <p><案> 国が定める省令上の基準を条例に網羅し、現場に立つ指導員へ全て行き渡るよう、市は事業を行う者に指導を行うものとする。</p> <p><前回論点6> 開所時間についてどのように定めるか。</p> <p><委員の主な意見> ・児童の健全育成と仕事と子育てを両立する保護者の支援のバランスを考え、安易な時間延長にならないよう慎重に検討しなければならない。 ・時間延長のニーズが本来どういうものなのか、よく分析し、単に楽だから、安心だからということではなく、家庭としての教育の時間も持てることを配慮したうえでの開所時間としていかなければならない。 ・「生活の場」という面を強調しすぎ、保護者側の視点にだけたつた開所時間とせず、家庭で子どもと過ごす時間とのバランスを深く追求することが必要。 ・保育園の開所時間との30分差は大きい。保育園並の開所時間は必要。安易な延長利用にならないよう、延長料金の設定や理由書の提出等も併せて検討していく必要がある。</p> <p><案> 平日1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p>
<p>【参酌すべき】</p> <p>第十八条 開所時間及び日数</p>	<p>(開所時間及び日数)</p> <p>第十八条 放課後児童健全育成事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する時間を定める。</p> <p>一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業一日につき八時間</p> <p>二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業一日につき三時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、一年につき二百五十日以上を原則とし、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する日数を定める。</p> <p>※18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な経費を支援。 (H26年3月12日 子ども・子育て会議基準検討部会)</p>	<p>○公設クラブ(ひまわりクラブ) 平常授業期間 放課後～午後6時30分 土曜・臨時休校・長期休業期間 午前8時～午後6時30分 ○民設クラブ(全22クラブ) 地域の実情に応じて利用時間を決定 ・ひまわりクラブより短い開所 午後6時まで：8クラブ ・ひまわりクラブより長い開所 (休業日) 午前7時30分から：4クラブ 午後7時まで：8クラブ</p> <p>○公設クラブ(ひまわりクラブ) 開所日数294日 (平成25年度予定) ○民設クラブ(全22クラブ) 地域の実情に応じて開所日数を決定 土曜閉所(開所日数250日未満) ：4クラブ</p>	<p>ニーズ調査の結果を踏まえ検討する事項。※資料3参照</p> <p>■保育園並みの開設時間が保護者の希望</p> <p>■子どもの健全育成とのバランスも大切。</p> <p>【ニーズ調査結果】 土曜日 希望しない (通常利用希望者のうち) 未就学：49.5% 低学年：51.3% 高学年：51.7%</p> <p>日曜・祝日 希望しない (通常利用希望者のうち) 未就学：80.1% 低学年：76.1% 高学年：69.9%</p>	<p><案> 平日1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p> <p><前回論点5> 開所日数についてどのように定めるか。</p> <p><委員の主な意見> ・土曜開所や時間延長をして、人材確保はできるのか。スタッフが集まらずに運営するのはリスクがある。(再掲)</p> <p><案> 開所日数は、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p>

条 項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (仮称・案抜粋) ※未定稿 今後大幅に変更がありうる	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 (■はあり方懇談会の意見)	検討の視点と第3回部会までの 委員の主な意見と案																															
<p>【参酌すべき】 第十九条 保護者との連絡</p> <p>第二十条 関係機関との連携</p> <p>第二十一条 事故発生時の対応</p>	<p>(保護者との連絡) 第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 (関係機関との連携) 第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。 (事故発生時の対応) 第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>ふれあいスクール開設校において、各校の実情に合わせた連携を実施 (H25年度 全113校中62校開設)。</p> <p>児童館内放課後児童クラブ：3クラブ ・亀田東ひまわり 第1 (亀田東児童館内) ・白根ひまわり 第1 (白根児童センター内) ・青山児童クラブ (有明児童センター内)</p>	<p>■具体的な連携の指針を示し、放課後児童クラブの指導員とふれあいスクールの運営主任の共通理解を図ることが必要。</p> <p>※第2回資料2参照</p>	<p><前回論点11> 放課後児童クラブと放課後子ども教室(ふれあいスクール)や児童館との連携についてどのように考えるか。</p> <p><委員の主な意見> ・ふれあいスクールと放課後児童クラブとは両者が独立して、良いところを活かしつつ連携していく必要がある。 ・ふれあいスクールなど地域で関われることは関わり、いろいろな体験を共有しながら子どもたちを育てていきたい。 ・ふれあいスクールや児童館、地域の子が使える社会資源を活かし、各々が機能を果たしたうえで、連携していくべき。 ・狭い環境のクラブは早急な対応が必要。ふれあいスクールと連携し、ふれあいの時間は広い空間を確保していく。(再掲)</p> <p><案> 各小学校の実情に合わせ、今後もさらに連携を進めていく。</p>																															
<p>【条例に併せて検討が必要な項目】</p> <p>利用料金 減免制度 指導員待遇</p>	<p>事業に対する国の助成 【育成事業費(特別会計)から事業実施市町村へ補助】</p> <p>○運営費(放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱) ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。 ・残りの1/2を公費負担とし、1/3を国が補助。 ・保護者負担額は、月額4,000円～8,000円の設定割合が高い。</p> <table border="1" data-bbox="430 1150 943 1522"> <thead> <tr> <th>利用者負担(月額)</th> <th>割合(2011年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2,000円未満</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td>2,000円～4,000円未満</td><td>14.3%</td></tr> <tr><td>4,000円～6,000円未満</td><td>28.3%</td></tr> <tr><td>6,000円～8,000円未満</td><td>24.6%</td></tr> <tr><td>8,000円～10,000円未満</td><td>12.1%</td></tr> <tr><td>10,000円～12,000円未満</td><td>7.2%</td></tr> <tr><td>12,000円～14,000円未満</td><td>4.2%</td></tr> <tr><td>14,000円～16,000円未満</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>16,000円以上</td><td>2.7%</td></tr> </tbody> </table> <p>【運営費の負担の考え方】 ※国の1/6は事業主拠出金財源</p> <table border="1" data-bbox="534 1633 1107 1921"> <thead> <tr> <th colspan="2">国の考え</th> <th colspan="2">公設クラブにおける市の現状 (H24決算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 1/6</td> <td rowspan="3">保護者 1/2</td> <td>国 14%</td> <td>保護者 31%</td> </tr> <tr> <td>都道府県 1/6</td> <td rowspan="2">新潟市 55%</td> </tr> <tr> <td>市町村 1/6</td> </tr> </tbody> </table> <p>政令市負担</p>	利用者負担(月額)	割合(2011年)	2,000円未満	3.9%	2,000円～4,000円未満	14.3%	4,000円～6,000円未満	28.3%	6,000円～8,000円未満	24.6%	8,000円～10,000円未満	12.1%	10,000円～12,000円未満	7.2%	12,000円～14,000円未満	4.2%	14,000円～16,000円未満	2.7%	16,000円以上	2.7%	国の考え		公設クラブにおける市の現状 (H24決算)		国 1/6	保護者 1/2	国 14%	保護者 31%	都道府県 1/6	新潟市 55%	市町村 1/6	<p>○公設クラブ(ひまわりクラブ) 月額6,900円 【減免制度】 生活保護世帯 全額免除 市民税非課税世帯 2/3免除 市民税所得割 1万円未満世帯 1/2免除 23万5千円未満世帯 1/3免除 ○民設クラブ(全22クラブ) ひまわりを基本としながら、個々のクラブの実情に応じて利用料金を決定。 ・ひまわりクラブと同じ利用料金：17クラブ ・ひまわりより高い利用料金：5クラブ ・減免制度なし：6クラブ (委託5・補助1)</p> <p>※参考 新潟市社会福祉協議会(公設 ひまわりクラブ) 正規指導員(有資格者) 月給126,200円(月額) 臨時指導員 月～金曜日 760円 土曜日 1,020円</p>	<p>■開設時間を延した分は延長料金を設定。 ■必要な子どもが利用できるよう減免は必要。 ■保育園に近い応能負担にするため細分化が必要。 ■前提として、民設が健全かつ安定的な運営や経営ができる仕組みがあれば、サービス内容の差で利用料金に差があってもいいが、減免は公設・民設の統一が必要。</p> <p>■指導員の待遇改善が必要(指導員不足対策)。 ■事業者が安定的な運営や経営ができる仕組みが必要。</p>	<p><前回論点8> 利用料金及び減免制度についてどう考えるか。 指導員の待遇についてどう考えるか。</p> <p><委員の主な意見> ・年齢要件がないのであれば、教員退職者などが指導員となれば安心できる。指導員の待遇改善も必要と思われる。 ・指導員は、研修、危機管理、障がい児対応、求められるものや責任に比例しての待遇となっているのか、妥当な待遇であるのか。 ・開所時間が長くなりかつ、子どもたちへの質の高い預かり場所にするために、資格を求めるとき、今の待遇で人材確保ができるのか。ある程度の金銭保証は必要となってくる。 ・指導員を確保するためには、それなりの労働条件の確保と、労働環境の確保が必用。条例に含めていくべき。</p> <p><案> 国の運営費負担の考え方に準じながら、利用料金について検討する。</p>
利用者負担(月額)	割合(2011年)																																		
2,000円未満	3.9%																																		
2,000円～4,000円未満	14.3%																																		
4,000円～6,000円未満	28.3%																																		
6,000円～8,000円未満	24.6%																																		
8,000円～10,000円未満	12.1%																																		
10,000円～12,000円未満	7.2%																																		
12,000円～14,000円未満	4.2%																																		
14,000円～16,000円未満	2.7%																																		
16,000円以上	2.7%																																		
国の考え		公設クラブにおける市の現状 (H24決算)																																	
国 1/6	保護者 1/2	国 14%	保護者 31%																																
都道府県 1/6		新潟市 55%																																	
市町村 1/6																																			